交　通　反　則　公　示　通　告　書

1　反則者　下記の告知年月日に下記の告知番号の告知書により告知を受けた者
2　通告内容　告知書（７）記載の金額の反則金の納付
3　通告理由　（１）反則行為となるべき事実　告知書（２）（３）（４）（５）記載のとおり。
　　（２）反則行為の種別　告知書（６）記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第１２７条第１項前段及び第１２９条第２項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第１２９条第３項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付したものとみなされます。

令和 8年 6月29日　鳥取県警察本部長

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
8. 6.13	587495	8. 6.22	590598								
8. 6.16	589008	8. 6.22	590599								
8. 6.16	590595	8. 6.22	591049								
8. 6.16	591082	8. 6.22	592184								
8. 6.17	590652	8. 6.23	593606								
8. 6.17	592260	8. 6.23	593627								
8. 6.19	587599										
8. 6.19	588814										
8. 6.19	591733										
8. 6.19	591735										
8. 6.19	592413										
8. 6.20	589038										
8. 6.20	591074										
8. 6.21	590568										
8. 6.21	592468										
8. 6.22	585198										
8. 6.22	587557										
8. 6.22	589721										
8. 6.22	590586										
8. 6.22	590587										